

## 広島県告示第二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成三十年三月十二日

広島県知事 湯崎英彦

### 一 保安林予定森林の所在場所

庄原市東城町三坂字後紙屋五六二〇、字郷谷五六六〇の三、五六九三、五六九四、五六九七の二、五六九七の三

### 二 指定の目的

水源の涵養

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)